

## 韓国を中心に見た朝鮮現代史略年表

朝鮮半島全体・南での動き	北での動き
<b>1945年</b>	
8. 15 解放、朝鮮建国準備委員会結成	
8. 16 米ソが38度線を占領境界と確認	
9. 6 朝鮮人民共和国樹立宣言	
9. 20 米軍政庁開設	11. 19 北朝鮮五道行政局設置
12. 27 モスクワ外相会議で信託統治案決定	
<b>1946年</b>	
	2. 8 北朝鮮臨時人民委員会設立
3. 20 第1次米ソ共同委員会開催	3. 30 土地改革完了
7. 20 左右合作委員会発足	8. 28 北朝鮮労働党結成
9. 24 9月ゼネスト	
10. 1 大邱で民衆暴動発生(10月抗争)	
11. 23 南朝鮮労働党結成	
12. 12 南朝鮮過渡立法議院開院	
<b>1947年</b>	
6. 3 南朝鮮過渡政府発足	2. 22 北朝鮮人民委員会設立
7. 19 呂運亨暗殺	
11. 14 国連総会で南北総選挙を通じた政府樹立決定	
<b>1948年</b>	
2. 10 金九ら南北代表者会議呼びかけ	2. 8 朝鮮人民軍創設
2. 26 国連総会、南朝鮮単独選挙実施を可決	
4. 3 済州4・3抗争	
4. 19 全朝鮮政党政社会団体代表者連席会議(南北連席会議)開催	
5. 10 単独選挙(制憲国会議員選挙)実施	
8. 15 大韓民国樹立	9. 9 朝鮮民主主義人民共和国樹立
9. 22 反民族行為処罰法公布	
10. 19 麗水で軍事反乱、翌20日順天に波及	
12. 1 国家保安法公布	
<b>1949年</b>	
5. 4 国会フラクション事件	6. 27 祖国統一民主主義戦線結成
6. 26 金九暗殺	6. 30 朝鮮労働党結成
<b>1950年</b>	
6. 25 朝鮮戦争勃発	
6. 27 国連軍参戦	10. 25 中国軍参戦
<b>1951年</b>	
2. 11 居昌良民虐殺事件	
3. 29 国民防衛軍事件	
7. 10 第1次休戦会談開始	
<b>1952年</b>	
5. 26 釜山政治波動開始	
7. 4 抜粋改憲案、国会通過	
<b>1953年</b>	
2. 15 第1次貨幣改革	
7. 22 休戦協定調印	
10. 1 韓米相互防衛条約調印	
<b>1954年</b>	
11. 29 四捨五入改憲	
<b>1955年</b>	
	12. 20 朴憲永処刑

朝鮮半島全体・南での動き	北での動き
1956年	12. 11 千里馬運動実施を決議
1958年	
1. 20 進歩党事件	
12. 24 国家保安法改悪	8. 2 農業協同化完了
1959年	
4. 30 『京郷新聞』廃刊	
7. 31 曹奉岩処刑	
10. 26 全国労働組合協議会結成	12. 14 在日朝鮮人の帰還開始
1960年	
3. 15 第4代正副大統領選挙、李承晩当選	
4. 19 4月革命勃発	
6. 15 内閣責任制改憲案、国会通過	
7. 29 第5代国会議員選挙	
8. 12 国会、尹潽善大統領、張勉首相選出(第2共和国)	
1961年	
5. 13 民族統一全国学生同盟、南北学生会談提案	
5. 16 朴正熙ら軍事クーデター	
6. 14 中央情報部法公布	
1962年	
1. 13 第1次経済開発5カ年計画発表	
6. 10 第2次通貨改革、デノミ実施	
11. 12 大平・金鍾泌秘密会談	
12. 26 憲法改正公布	
1963年	
12. 17 朴正熙、第5代大統領就任(第3共和国)	
1964年	
6. 3 日韓会談反対学生デモ、非常戒厳令布告	
9. 11 ベトナム派兵開始	
1965年	
6. 22 日韓基本条約締結	
1966年	
7. 9 韓米行政協定調印	
1967年	
	12. 14 主体思想を盛り込んだ十大綱領発表
1968年	
1. 22 北の特殊部隊が青瓦台を奇襲	
12. 5 国民教育憲章公布	1. 23 米軍艦プエブロを拿捕
1969年	
9. 14 三選改憲案、国会抜き打ち通過	
1970年	
4. 22 セマウル運動開始	
6. 2 「五賊」筆禍事件、詩人金芝河を逮捕	
7. 7 京釜高速道路開通	
11. 13 全泰老焼身自殺事件	
1972年	
7. 4 南北共同声明発表	
10. 17 維新クーデター、非常戒厳令布告	
11. 21 国民投票により維新憲法確定(第4共和国)	12. 27 社会主義憲法公布、国家主席制新設(12.28金日成、主席に就任)
1973年	
8. 8 金大中拉致事件	6. 23 高麗連邦共和国構想を提案
1974年	
1. 8 大統領緊急措置令第1号宣布	
4. 8 人民革命党・民青学連事件	

朝鮮半島全体・南での動き	北での動き
1976年	
3. 1 在野勢力、民主救国宣言	
8. 18 板門店斧事件	
1977年	
12. 22 輸出10億ドル達成発表	
1979年	
8. 11 YH紡績女性労働者ストライキ	
10. 16 釜馬抗争	
10. 26 朴正熙大統領暗殺	
12. 12 全斗煥など新軍部、肅軍クーデター	
1980年	
5. 18 光州民主化運動	
8. 27 統一主体国民会議が第11代大統領に全斗煥選出	
10. 27 大統領間接選挙、任期7年、再選禁止などを骨子とする改正憲法公布(第5共和国)	
1982年	
3. 18 釜山・米文化センター放火事件	
1985年	
5. 23 ソウル米文化センター占拠事件	
9. 20 南北双方の祖国訪問団が相互訪問	
1987年	
1. 14 朴鍾哲拷問致死事件	
6. 10 6月民衆抗争	
6. 29 民主化宣言	
7. ー 各地で大規模な労働争議発生(～9月)	
12. 16 第13代大統領に盧泰愚当選	
1988年	
2. 25 盧泰愚大統領就任(第6共和制)	
9. 17 ソウル・オリンピック開催(～10.2)	
11. 2 5共聴聞会開催	
1989年	
6. 30 全大協代表・林秀卿、北を訪問、世界青年学生祝典に参加	
12. 31 全斗煥前大統領、国会5共聴聞会で証言	
1990年	
1. 22 民正党・民主党・共和党合同、民主自由党(民自党)結成	
7. 14 光州補償法、国会通過	
9. 5 初の南北首相会談	
1991年	
3. 26 30年ぶりの市・郡・区議会選挙(6.20特別市・直轄市・道議会選挙)	
9. 17 南北国連同時加盟	
12. 13 南北基本合意書採択	12. 28 羅津・先鋒地区を自由経済貿易地帯に指定
1992年	
12. 18 第14代大統領に金泳三当選(93.2.25就任)	
1993年	
8. 12 金融実名制実施	3. 12 核拡散防止条約脱退
1994年	
	7. 8 金日成主席死去
	10. 21 米からの軽水炉供与を合意
1995年	
6. 27 35年ぶりに知事・市長選挙実施	
11. 16 盧泰愚前大統領、収賄容疑で拘束	
12. 3 全斗煥元大統領、反乱首謀容疑で拘束	
12. 19 5・18特別法、国会通過	
1996年	
12. 12 OECD加盟	

朝鮮半島全体・南での動き	北での動き
<b>1997年</b> 4. 17 大法院、全斗煥元大統領に無期懲役、盧泰愚前大統領に懲役17年を宣告 12. 3 政府、外為危機でIMFに緊急支援要請決定 12. 18 第15代大統領に金大中当選(98.2.25就任)	
<b>1998年</b>	9. 5 憲法改正、金正日国防委員長体制成立 11. 18 金剛山観光事業開始
<b>1999年</b> 12. 16 4・3特別法、国会通過	
<b>2000年</b> 6. 13 平壤で南北首脳会談開催 10. 17 疑問死真相糾明委員会発足	
<b>2002年</b> 5. 31 FIFAワールドカップ大会、日韓共催 12. 19 第16代大統領に盧武鉉当選(03.2.25就任)	9. 17 平壤で日朝首脳会談開催
<b>2003年</b>	1. 10 核拡散禁止条約(NPT)脱退宣言
<b>2004年</b> 3. 12 国会、大統領弾劾案可決 4. 15 第17代国会議員選挙、ウリ党152議席を獲得し過半数確保 5. 14 憲法裁判所、大統領弾劾棄却	
<b>2005年</b> 5. 3 過去事法、国会通過	

### 韓国歴代大統領一覧

代	大統領	就任期間
1	李承晩	1948. 8～1952. 8
2	李承晩	1952. 8～1956. 8
3	李承晩	1956. 8～1960. 4
4	尹潽善	1960. 8～1962. 3
5	朴正熙	1963. 12～1967. 6
6	朴正熙	1967. 6～1971. 7
7	朴正熙	1971. 7～1972. 12
8	朴正熙	1972. 12～1978. 7
9	朴正熙	1978. 7～1979. 10
10	崔圭夏	1979. 12～1980. 8
11	全斗煥	1980. 9～1981. 3
12	全斗煥	1981. 3～1988. 2
13	盧泰愚	1988. 2～1993. 2
14	金泳三	1993. 2～1998. 2
15	金大中	1998. 2～2003. 2
16	盧武鉉	2003. 2～2008. 2
17	李明博	2008. 2～

### 韓国・共和制の変遷

第1共和国	1948. 8. 15～1960. 6. 14
第2共和国	1960. 6. 15～1961. 5. 15
第3共和国	1963. 12. 17～1972. 10. 16
第4共和国	1972. 12. 27～1981. 3. 2
第5共和国	1981. 3. 3～1988. 2. 24
第6共和国	1988. 2. 25～

**朝鮮民主主義人民共和国 (Democratic People's Republic of Korea)**

面積 = 12万2300km<sup>2</sup>

人口 = 2190万人

首都 = 平壤 (ピョンヤン)

通貨 = ウォン

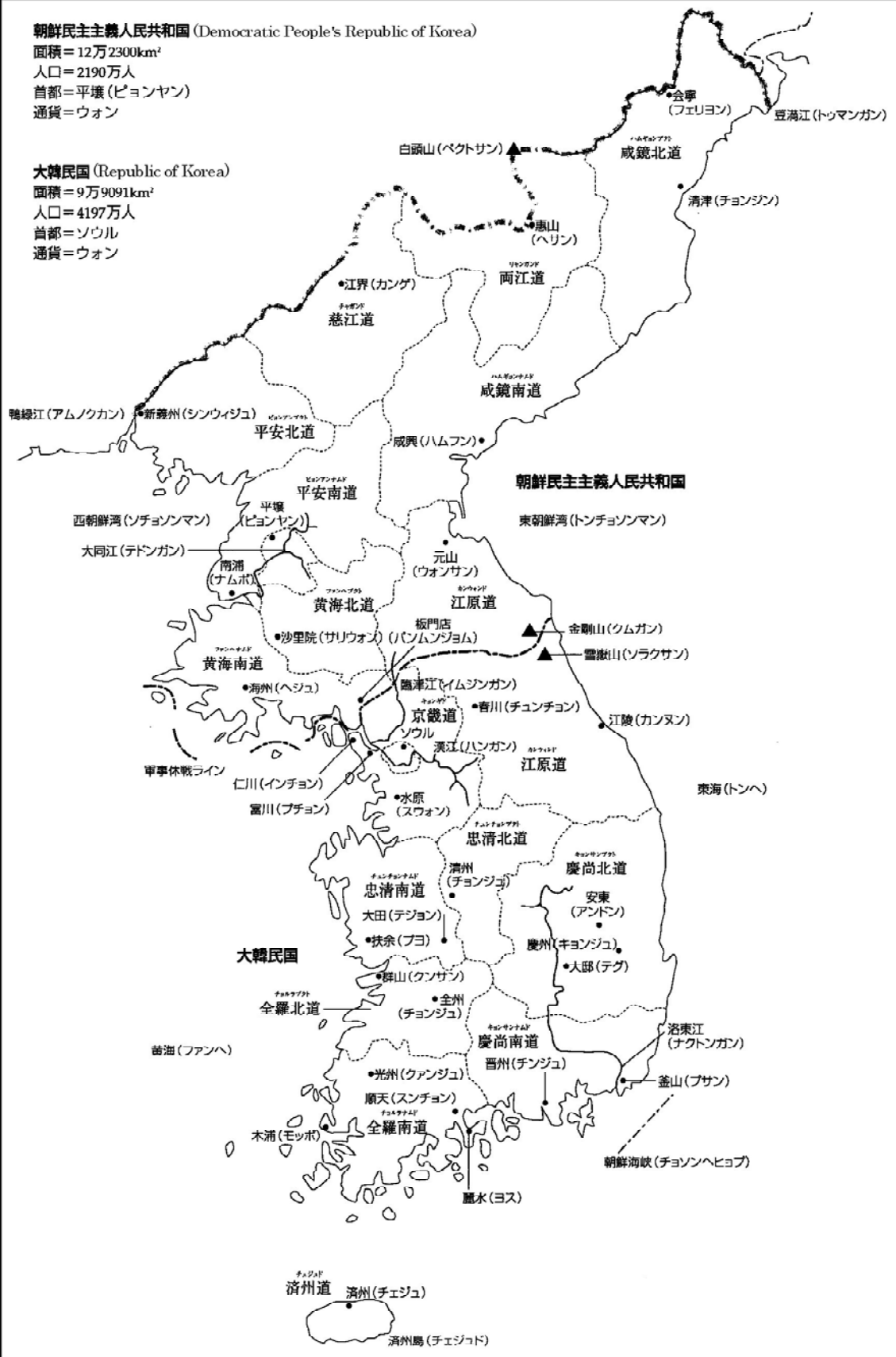
**大韓民国 (Republic of Korea)**

面積 = 9万9091km<sup>2</sup>

人口 = 4197万人

首都 = ソウル

通貨 = ウォン



## 資料 09-03

NHK知る楽「歴史は眠らない」

### 韓流シネマ 抵抗の軌跡

第1回 それはアリランから始まった（2009年4月28日）

- ①「アリラン」（羅雲奎<sup>ナウンギョ</sup>監督・主演）、「志願兵」（安夕影<sup>アンソギョン</sup>監督）
- ②「君と僕」（日夏英太郎<sup>ホヨン</sup>＝許泳<sup>ホヨン</sup>監督）

第2回 朝鮮戦争 巨匠たちの苦悩（2009年5月5日）

- ①「誤発弾」（兪賢穆<sup>ユヒョンモク</sup>監督）、「チャッコ」（林權澤<sup>イムグォンテク</sup>監督）
- ②「太白山脈」（林權澤<sup>イムグォンテク</sup>監督）

第3回 風吹く良き日を求めて（2009年5月12日）

- ①「風吹く良き日」（李長鎬<sup>イチャンホ</sup>監督）、「曼荼羅」（林權澤<sup>イムグォンテク</sup>監督）
- ②「馬鹿宣言」（李長鎬<sup>イチャンホ</sup>監督）、「チルスとマンス」（朴光洙<sup>パククァンス</sup>監督）

第4回 映画は国境を越える

- ①「JSA」（朴贊郁<sup>パクチャヌク</sup>監督）、「ペパーミント・キャンディー」（李滄東<sup>イチャンドン</sup>監督）
- ②「殺人の追憶」「グエムル 漢江の怪物」（奉俊昊<sup>ボンジュノ</sup>監督）、「オアシス」（李滄東<sup>イチャンドン</sup>監督）

## 日韓の未来に向き合うために



### 李鳳宇

リ・ボンウ  
(映画プロデューサー)

映画製作・配給会社シネカノン代表。  
1960年京都府生まれ。朝鮮大学校外  
国語学部卒業後、パリに留学。  
89年配給会社シネカノン設立。アジア・  
ヨーロッパの作品を配給する。93年「月  
はどっちに出ている」を初プロデュース。  
94年より劇場経営を手掛ける。  
韓国映画『風の丘を越えて—西便制—』  
の初配給を経て、『シュリ』『JSA—共  
同警備区域—』を大ヒットさせ、韓流ブ  
ームの火付け役と呼ばれる。邦画でも「パ  
ッチギ!」「フラガール」を製作・配給し、  
数々の賞を受賞。2007年映画文化へ  
の貢献を評価され第16回淀川長治賞  
を受賞。  
著書に「パッチギ!的——世界は映画で  
変えられる」(岩波書店)他がある。

私が日本に初めて韓国映画を紹介したのは一九九四年のこと。イム・グォンテク監督の『風の丘を越えて—西便制—』という作品でした。その後、『シュリ』『太白山脈』『JSA』『友へ〜チング』『オアシス』『殺人の追憶』『スキヤンダル』『マラソン』など、これまでに二十二本の韓国映画を配給してきました。

『風の丘を越えて』のころには「韓流シネマ」などという言葉はまだなく、韓国映画を見るような方はマニアか研究者かよほどの通かという状況でした。ところが、その後まもなく予想外のブームが到来。そのブレイクぶりは、紹介した私自身が驚くほどでした。

そんな韓流シネマもいまでは特別なものではなく、「定番」として、日本の映画ファンの間にすっかり定着した感があります。

映画とは、人間の歴史を考えるうえでの生きた資料である——と、私はいつも思います。たとえば文学、音楽、演劇、絵画、彫刻、写真など、人が創造する表現にはさまざまなものがありますが、その中でも、映画は一般性から遊離した芸術としては成り立ちにくい性質を持っています。もともと商業的な芸術ですから、いきおい社会のありようや人びとのいとなみが反映されます。映画が時代を映す鏡であるといわれる所以<sup>ゆえん</sup>です。

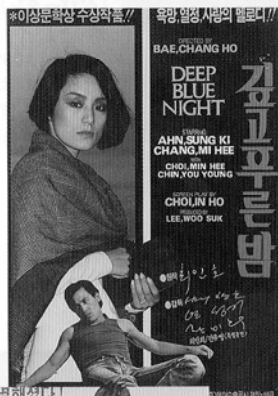
韓国映画の配給に携わり、また、在日コリアンをテーマとした映画の製作も行ってきた私にとって、韓国映画の歴史を系統立って概観することは、かねてからの念願でした。今回、わずかながらでも、その機会を得たことを大変うれしく思います。

映画監督や俳優たちへの取材を通じて、韓国映画がこれからどこへ向かうのかという展望も、臆気<sup>おぼろげ</sup>ながら見えてきました。いま、韓国映画人の間では「日韓合作」という言葉がちょっとしたキーワードになってきているのですが、これが加速すれば、日韓の文化交流も一段と活性化するでしょうし、日韓の歴史問題にも新たな糸口が見えてくるかもしれません。

数年前に大きな話題となった『ペーパーミント・キャンディー』のイ・チャンドン監督は、映画で使った「時間を逆回しする」手法について、「未来を語るためには、過去にさかのぼらなければならない」と述べています。韓国映画の未来だけでなく、日本映画の未来、ひいては日韓関係の未来をも探るために、韓国映画の歴史に向き合ってみたいと思います。

# 民主化への道

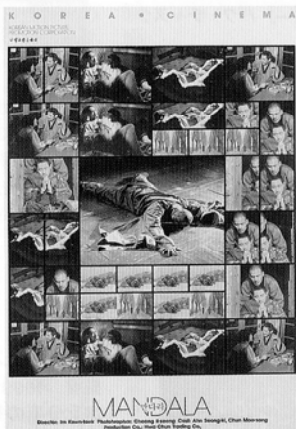
“韓流”爆発前夜の気運



『ディープ・ブルー・ナイト』バク・チャノホ監督 1984  
現代人の歪んだ一面を描いた



『チルスとマンズ』バク・クァンス監督 1988  
民主化解放時代の若者をいきいきと描いた



『曼陀羅』イム・グオンテック監督 1981  
韓国人のアイデンティティを問う作品



『風吹く良き日』イ・チャノホ監督 1980  
韓国映画ニューウェーブの記念碑的作品

1979~

93

金泳三政権発足

88

盧泰愚政権発足。ソウルオリンピック

87

民主化宣言  
シナリオの事前検閲制度廃止

85

改正要求運動の高まりにより映画法改定される。製作の自由化、検閲緩和、外国映画輸入の開放への第一歩となる

84

教育機関「韓国映像アカデミー」設立

80

光州事件。全斗煥政権発足

79

朴正熙暗殺事件

08

李明博政権発足

03

盧武鉉政権発足

02

サッカーワールドカップ日韓共催

2000

初の南北首脳会談

98

金大中政権発足  
日本映画の輸入規制緩和が始まる

97

アジア通貨危機

96

事前検閲に対し違憲判決が下り、70年にわたった検閲制度が廃止される。「釜山国際映画祭」始まる

95

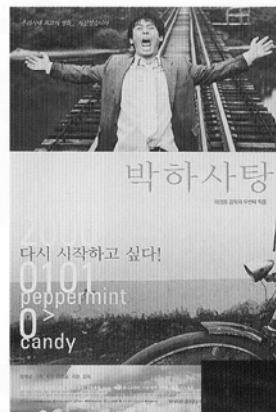
「映画振興法」制定

94

映画産業への大企業の参入が始まる

# 日韓新時代へ

タブーへの挑戦



『ペパーミント・キャンディー』イ・チャンドン監督 1999  
光州事件によって間違った選択を重ねた男の人生をさかのぼる



『JSA—共同警備区域—』パク・チャヌク監督 2000  
南北兵士の国境を越えた友情を描いた



『殺人の追憶』ボン・ジュノ監督 2003  
実話に基づく未解決連続殺人事件から光州事件後の社会を描いた



『シリ』カン・ジェギユ監督 1999  
南北分断の悲劇に映画の娯楽性を加えて表現

1994~



# 植民地時代

抵抗精神と映画への情熱



無声映画時代の天才、ナ・ウンギョ。彼の名は現在も韓国映画史の中で輝いている（韓国映像資料院にて）



観客の紅涙をしぼり、ラストは必ず大合唱になった『アリラン』ナ・ウンギョ監督・主演 1926



初監督作品『君と僕』（1941）で演技指導をする日夏



映画への情熱から国策映画を製作し、朝鮮から日本、インドネシアへと渡った日夏英太郎。その名を知る人は少ない

## 映画——時代を映す鏡



『七人の女捕虜』イ・マニ監督 1965  
反共法にふれるとして監督が逮捕される

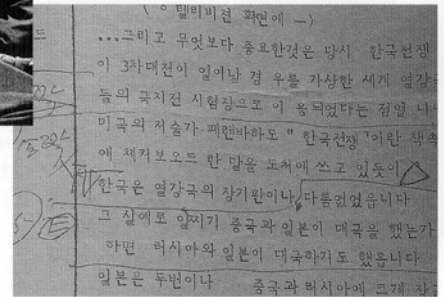


『チャッコ』イム・グオンテク監督 1980  
争いの無意味さを表す重要な場面がカットされ、なぜか反共映画賞を受賞してしまった

『チャッコ』台本。完成後に検閲でカットされた部分



『誤発弾』ユ・ヒョンモク監督 1961  
言葉狩りにあい上映禁止に追い込まれた



1910~

### 韓国の社会と映画の動き

44	朝鮮人に対する徴兵制施行
42	映画配給と製作を朝鮮総督府管理下の会社に強制統合
40	創氏改名実施 「朝鮮映画令」制定。文化統制強化
26	朝鮮総督府による「活動写真フィルム検閲規則」制定。事前検閲制度が始まる
19	三・一独立運動
10	韓国併合

1945~

66	シナリオの事前検閲制度始まる
63	朴正熙政権成立。「漢江の奇跡」と呼ばれる経済成長始まる
62	「映画法」制定。事前申告・上映許可制度など反共イデオロギーによる検閲が強化される
61	軍事クーデター 映画製作会社72社を16社に統合し登録制に。軍事政権による統制強化
60	四・一九革命。民主化運動高まる
53	板門店で休戦協定調印
50	朝鮮戦争おこる
48	大韓民国樹立。李承晩政権発足
46	光復映画の製作始まる
45	解放。38度線ひかれる

①カイロ宣言（1943年12月1日）

〔前略〕日本国はまた、暴力および強欲により略奪した他のすべての地域から駆逐される。前記の3大国〔アメリカ・イギリス・中国〕は、朝鮮の人民の奴隷状態に留意し、やがて（in due course）朝鮮を自由かつ独立のものたらしめる決意を有する。〔後略〕

②ポツダム宣言（抄。1945年7月26日）

8. カイロ宣言の条項は履行せらるべく、また日本国の主権は、本州、北海道、九州および四国、ならびにわれらの決定する諸小島に局限せらるべし。

③北朝鮮進駐ソ連軍布告（1945年8月24日?）

朝鮮人民よ。ソ連軍隊と同盟国軍隊は、朝鮮から日本略奪者を駆逐した。朝鮮は自由国になった。しかし、これはただ新朝鮮の歴史の第1ページにすぎない。〔中略〕……朝鮮の幸福も、朝鮮人民の英雄的な闘争と、勤勉な努力によってのみ達成される。

日本統治下にくらしてきた苦痛の時日を追憶せよ。〔中略〕日本人たちは、高いところの広い家で、きれいな着物を着、うまいものを食べ、朝鮮人を蔑視し、朝鮮の風俗と文化を侮辱したことをあなたたちはよく知っている。このような奴隷的な過去は、もう来ることはない。〔中略〕

工場・製造所および工作所の経営主、商業家または企業家たちよ。〔中略〕新しい生産企業を開始せよ。ソ連軍指令部は、すべての朝鮮企業所の財産保護を確保し、その企業所の正常な作業を保証することにあらゆる援助をするであろう。

朝鮮労働者たちよ。労力による英雄心と創作的努力を發揮せよ。朝鮮人の立派な民族性の一つである労力に対する愛着心を發揮せよ。〔中略〕

解放された朝鮮人民万歳！

④联合国最高司令官一般命令第1号（1945年9月2日）

1. ……日本国内および国外にある一切の指揮官に対し、その指揮下にある日本国軍隊および日本国の支配下にある軍隊をして……左に指示せられ、または联合国最高司令官により追って指示される、合衆国、中華民国、連合王国および英帝国、ならびにソヴィエト社会主義共和国連邦の名において行動する各指揮官に対し、無条件降伏をなさしむべきことを命ず。〔中略〕

(イ) 満洲、北緯38度以北の朝鮮、樺太および千島諸島にある、日本国の前任指揮官ならびに一切の陸上、海上、航空および補助部隊は、ソヴィエト極東軍最高司令官に降伏すべし〔中略〕

(ホ) 日本国大本営ならびに日本国本土、これに隣接する諸小島、北緯38度線以南の朝鮮、琉球諸島およびフィリピンにある、前任指揮官ならびに一切の陸上、海上、航空および補助部隊は、合衆国太平洋陸軍最高司令官に降伏すべし〔後略〕

**⑤アメリカ太平洋陸軍最高司令官マッカーサー布告第1号（1945年9月7日）**

[前略] 本官は、本官に付与されたアメリカ太平洋陸軍最高司令官の権限をもって、ここに北緯 38 度以南の地域および同地域の住民に対し、軍政を樹立し、占領に関する条件を左記の如く布告する。

1. 北緯 38 度以南の朝鮮の地域および同地域の住民に対する一切の行政権は、当分の間、本官の権限の下に施行される。
2. 今後、命令が出されるまで、公共福祉・公衆衛生を含む全公益事業の有給・無給の幹部ならびに従業員、国家公務員、地方公務員、名誉職員およびその他の重要な任務に携わっている者はすべて、従来の職務に従事し、かつ一切の記録および財産の保管に努めること。
3. すべての住民は、本官および本官の権限の下に発せられた命令に対し、ただちに服従すること。占領軍に対し敵対行為をなした者、または治安を攪乱する行為をとった者は、これを嚴重に処罰する。[後略]

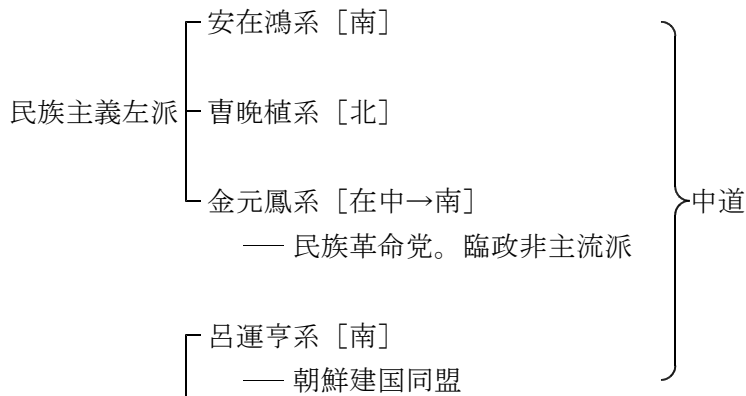
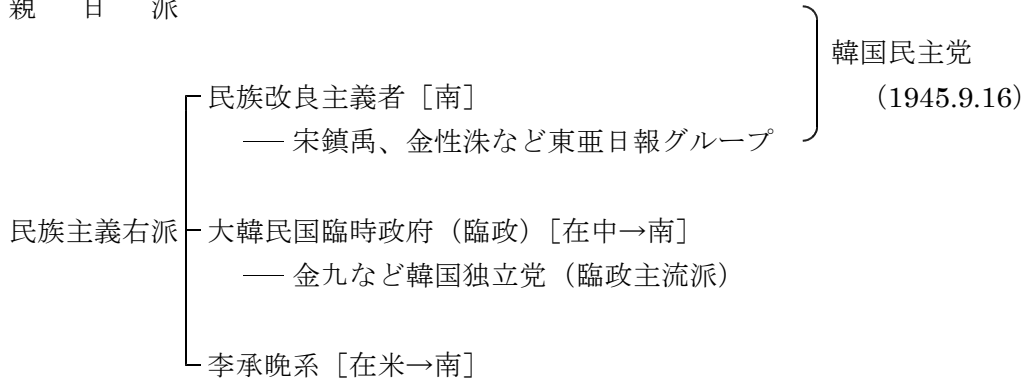
**⑥ソ連軍最高総司令部の北朝鮮占領方針指令（1945年9月20日）**

赤軍部隊の北朝鮮占拠に関し、ソ連軍最高総司令部は以下の指示を発する。

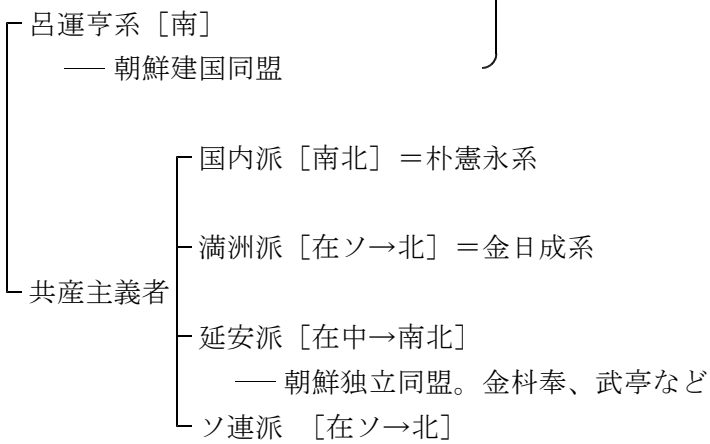
1. 北朝鮮の領土内にソビエト（議会）およびその他のソビエト機関を樹立せず、またソビエトの秩序を導入しないこと。
2. 北朝鮮に反日的な民主主義政党・組織の広範なブロック（連合）を基礎としたブルジョア民主主義政権を確立すること。
3. この点に関し、赤軍が占拠した朝鮮各地域に反日的な民主主義組織・政党が形成されるのを妨害せず、その活動を援助すること。
4. 地元住民に以下のことを説明すること。
  - a. 赤軍は北朝鮮に日本侵略者の粉砕を目的に進入したのであり、朝鮮でのソビエト秩序の導入や朝鮮領土の獲得を目的としていない。
  - b. 北朝鮮の私有財産および公的財産はソ連軍当局の保護下に置かれる。
5. 住民に対し、平時の仕事を続け、工業・商業・公営その他の企業の通常の活動を保証し、ソ連軍当局の命令や要求を遂行し、かつ社会秩序の維持に協力するよう呼びかけること。
6. 北朝鮮駐留部隊に対し、規律を守り、住民の感情を害せず、礼儀正しく振る舞うよう指示すること。
7. 北朝鮮の民間行政の指揮は沿海州軍管区軍事評議会が遂行すること。

⑦解放前後の主要政治勢力

親 日 派

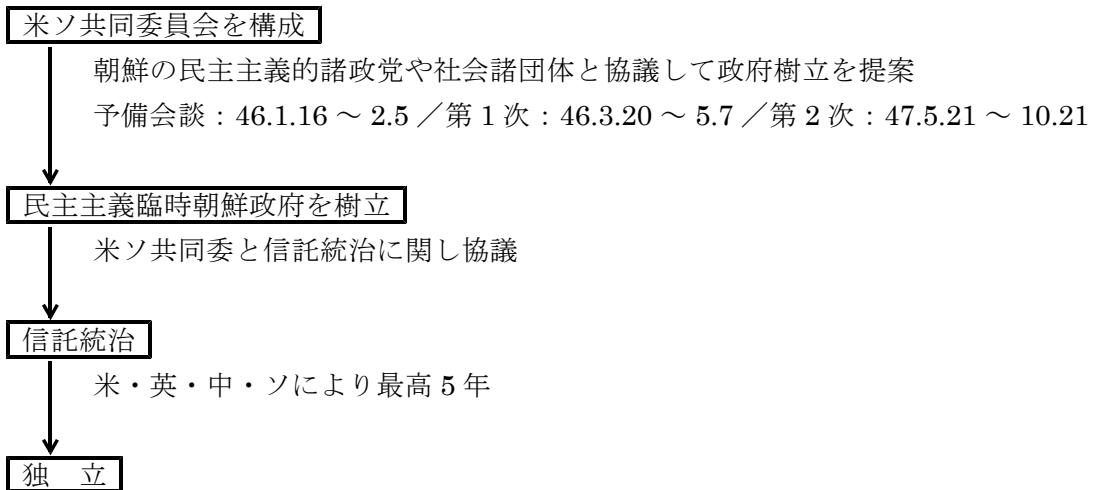


社 会 主 義



## 資料09-05

### モスクワ協定に定められた朝鮮独立への手順



#### モスクワ協定（抜粋。1945年12月27日）

##### Ⅲ 朝鮮

- 一 朝鮮の独立国としての再建と民主的諸原則による発展のための諸条件の創造と長期にわたる日本統治の有害な諸結果を迅速に一扫する目的をもって、民主主義臨時朝鮮政府が樹立される。臨時政府は朝鮮の産業、運輸、農業および朝鮮人民の民族文化の発展のために必要なあらゆる方策を講ずる。
- 二 臨時朝鮮政府の結成を助けるために、またそれに適応する諸方策をあらかじめ作成するために、南朝鮮の米軍代表と北朝鮮のソ連軍代表とをもって合同委員会を組織する。委員会は、その提案を作成するにあたって、朝鮮の民主的諸政党や社会諸団体と協議しなければならない。委員会が作成した勸告書は、合同委員会に代表される両国政府によって最終的に決定される前に、米・ソ・中・英諸国政府の審議を受けなければならない。
- 三 合同委員会の他の任務は、民主主義臨時朝鮮政府や民主的諸団体を参加させて、朝鮮人民の政治的、経済的、社会的進歩と、民主的自治の発展と、朝鮮の国家的独立の確立とを援助協力（信託統治）する諸方策を作成することである。合同委員会の提案は、臨時朝鮮政府と協議の後、五ヵ年を期限とする四ヵ国による朝鮮信託統治協定を作成するために、米・ソ・英・中諸国政府の審議を受けなければならない。
- 四 南北朝鮮の緊急問題を審議するため、また南朝鮮の米軍司令部と北朝鮮のソ連軍司令部との間の行政、経済部門における恒久的調整を確立する諸方策をつくりあげるために、朝鮮に駐屯する米・ソ両軍司令部の代表者会議を二週間以内に招集する。